平成２６年（フ）第４３４号
神奈川県平塚市東中原１丁目11番30―１―202号　シャルム・メゾン湘南、前住所神奈川県平塚市万田995番地の10
債務者　大川　正一
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４４４号
神奈川県足柄上郡大井町金手1089番地　コーポラスフジ102
債務者　淺井　茂樹
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３１９号
和歌山市和歌浦東２丁目４番88号　タウニィアミ102号
債務者　南方　美奈
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３２０号
和歌山県橋本市みゆき台３番地の１
債務者　深瀬　宗彦
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３３７号
和歌山県岩出市岡田1073番地の５
債務者　新宅　美幸
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３４３号
和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地573
債務者　古川　耕三
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２５４号
青森市富田３丁目７番38号
債務者　坪谷　京子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４１６号
川崎市宮前区犬蔵３丁目５番１―517号　市営住宅
債務者　矢野　明美
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４１７号
川崎市高津区久末463番地１　プランドールⅡ204
債務者　藤本　孝子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４２３号
川崎市川崎区池田１丁目14番７号　メゾンバード川崎302、前住所川崎市川崎区小川町12番地５　碓井ビル４Ｆ　Ａ―２
債務者　福嶋　正夫
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４２４号
川崎市川崎区砂子２丁目８番地１　シャンボール互恵ビル1402
債務者　大和　晴康
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
岡山市南区新保79番地２　大丸コーポ北101、旧住所岡山市南区豊成一丁目14番９号　Ａ101
債務者　故引須美恵（旧姓江田）
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９４号
釧路市柳町６番６号
債務者　山田　弘子（旧姓表）
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月５日午後２時
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第９３５号
東京都小平市花小金井６丁目20番３―401号
債務者　留村　清治
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８６５号
東京都八王子市片倉町317番地１
債務者　小林　道敏
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４５６号
川崎市川崎区池田２丁目５番13号　小林ハイツ201
債務者　川南三保子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係